第６章　優先的取り組み課題

第6章　優先的取り組み課題

第５章「施策の展開」には多種多様な施策や取組が列記されていますが、同程度に“あれもこれも”できるものではありません。審議会、町民との懇談会及びアンケート調査等の中で望まれていることや意見の多かったことがらについては、特に力を入れて進めていくべき施策として位置付け、それらを施策の体系にとらわれず横断的に集約し「優先的取り組み課題」として以下に掲載しました。

これらについては、必要に応じて具体的な目標を設定し、進行管理を行っていきます。

1. 阿見町の環境的価値を知る取組

①「阿見町環境保全基本調査」の実施

調査委員会を設け、町内の自然環境の現状を調査し、環境的価値の再認識を行います。また、環境保全計画の提案を含む報告書を作成し、これを調査以降に策定する実行計画における取組の基礎資料及び環境教育の教材として活用していきます。

調査委員会は、調査実施により培われる知識と実体験が町の人的財産として残るようにするために、町民有識者や町民有志により構成し、茨城大学の指導・協力により実施していきます。

〔目標〕　・実施期間　２か年（平成２３年度～平成２４年度）

・調査終了後は報告書として整理し、教材用や閲覧用等として公表

2. 霞ケ浦を身近に取り戻す取組

①環境マネジメントシステムの推進

霞ケ浦の水源かつ湖畔の自治体の責任として、また地球温暖化対策として町が率先して環境マネジメントシステムに取り組み、学校や家庭にも広げます。

②環境教育の推進

環境意識を育むためには、子どもの頃からの教育が大切です。霞ケ浦を基本とする学校での環境教育を小学校から始め、環境意識を高く持ち、霞ケ浦を大切にする人づくりを進めます。

また、大人になってからも環境教育は重要なことから、様々な環境関連の講座や行事を開催し、環境意識の高揚に努めるとともに環境に関するリーダーの育成などに努めます。

③谷津田の保全

谷津田から河川、そこに流れ込む家庭排水等、そして河口となる霞ケ浦へという一連の水の流れの中で、霞ケ浦の水質浄化のためには水源であるとともに水の浄化機能を有する谷津田の保全が欠かせません。耕作放棄された谷津田は谷津田全体に水が流れないため水の浄化機能が低くなっています。その改善のために、谷津田の窒素除去機能を活かした水質浄化を進めます。また、町の中心河川である清明川の総合点検を実施します。

3. きれいなまちづくり

①ごみのポイ捨てや不法投棄をなくす

町内外での大型商業施設の相次ぐ開業や、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）のインターチェンジ（牛久阿見ＩＣ、阿見東ＩＣの２箇所）が町内に設置されるなど、阿見町を含む県南地域はますます首都圏を含む周辺地域とのアクセスが容易になりましたが、利便性が向上した反面、廃棄物や建設残土の投棄及び通過交通の車両からのポイ捨てなど町外からのごみの持込みが懸念されています。

また、霞ケ浦湖畔では、釣り人のごみの置き去りなどが絶えないことや、日常生活の問題としては空き地の雑草の繁茂など、景観美化上や防犯上好ましくない状態が見られます。さらに、犬の散歩時にフンの持ち帰りをしないなど、ペットの飼い主のマナーの悪さが問題となっています。

町民自らの取組を推進することはもちろんのこと、町外からごみを持ち込ませない町を目指す必要があります。

〔目標〕　・不法投棄禁止看板の設置
　　・不法投棄監視パトロール、町内クリーン作戦、霞ケ浦清掃大作戦の継続実施
　　・空き地の適正管理
　　・動物の飼い主のマナー向上

②豊かな自然を守る

町の豊かな自然の現状を地図にまとめるなどにより町民に情報を提供し、その悠久の大切さや町の財産としての貴重さなどを啓発します。また、町民が自然に親しめるようにドングリの森を育成するなどの取組も進めます。

町民等が取り組んでいる環境保全・保護活動について、町ホームページ等を活用した情報提供などにより活動を支援します。

4. ごみの減量化・リサイクルへの取組

①ごみの減量化の推進

水・食・ごみについては、町内で循環又は最終処分することが可能なことから、町内循環の仕組みを更に推進していきます。特に、ごみの含水率の減少・生ごみの堆肥化などにより、ごみの減量化の取組を更に進めます。

あわせて、現在実施している生ごみリサイクル、家庭用廃食用油の回収及びレジ袋削減の取組などをより発展させる方策を町民と共に考え、「ごみゼロ社会」に向けて取り組みます。

②リサイクルの推進

「捨てればごみ、分ければ資源」の考えに基づき、分別収集を更に推進し、ごみのリサイクル化を進め、物を大切にする町、循環が浸透している町を目指します。

〔目標〕　資源ごみステーション回収方式の充実

第７章　推進のしくみ

第7章　推進のしくみ

1. 進行管理

町民の環境に関する意識向上を促すために、環境審議会を中心に、わかりやすい進行管理を行います。また、計画策定後の２年間を環境保全基本調査に充て、前期残り３年分の実行計画を策定するなど、計画策定後も計画自体が成長していけるような進行管理を行います。

2. 推進体制

今まで町には環境に関する行政的な推進組織が設置されていなかったので、町の環境に関する新たな組織を編成し、開発部署を含めて庁内で横断的に意見交換や検討を行う仕組みを設けます。

また、本計画の推進に当たっては、環境保全基本調査の実施に当たり設置する調査委員会（調査班・検討班）をはじめとして町民との連携が不可欠であることから、町民意見交換会の実施や阿見町家庭排水浄化推進協議会などとの連携を図ります。

なお、町民との連携においては、町民活動センターの活用なども取り入れた協働のもとでの計画推進を目指します。

さらに、霞ケ浦を取り巻く環境対策などは、町だけでは対応しきれない課題であるため、霞ケ浦流域市町村が参加している霞ケ浦問題協議会、県霞ケ浦環境科学センター並びに霞ケ浦及び河川を管理している国土交通省など、関係機関と意見や情報の交換を行い、広域的な連携を図りながら取り組んでいくこととします。

国や県との関係においては、施策の整合性を図ることは相乗効果により推進の強化が期待できることから、町に合った施策の選択を検討し、リンク効果などを利用して推進していくこととします。

参 考 資 料

１．阿見町環境審議会名簿

Ｎｏ．	職　　等	氏　名	備　考
1	茨城大学農学部代表（茨城大学教授）	中島　紀一	会長
2	環境保全阿見町民会議代表	佐藤　幸明	
3	阿見町家庭排水浄化推進協議会代表	山口　きみ子	
4	学識経験者（茨城大学教授）	黒田　久雄	
5	あみ自然再生ネットワーク代表	佐藤　征男	副会長
6	阿見サンクラブ代表	渡邉　守	
7	阿見町漁業協同組合代表	大野　孝志	
8	阿見町議会代表	柴原　成一	
9	町民（公募）	村木　貞之	
10	町民（公募）	久留島　昭彦	
11	町民（公募）	木内　正子	
12	町民（公募）	永井　みつ子	
13	町民（公募）	高尾　清臣	
14	町民（公募）	徳永　三好	
15	町民（公募）	鷲尾　功治	

※敬称略

２．町民意見交換会に参加いただいた団体

あみエコクラブ
阿見町商工会女性部
阿見町消費者リーダー連絡会
阿見町西方茜会
ステップアップＡＭＩ
クリーンタウン・ＡＭＩ
あいうえおの会
ライフプランニング阿見
さくらんぼ
生活クラブ阿見支部
阿見緑の会

３．自然保護団体等との懇談会に参加いただいた団体

あみ自然再生ネットワーク
阿見町里山ワンダーランドの会
阿見野草の会
うら谷津再生委員会
神田池を保全する会
楽農倶楽部

４．計画策定経過

年　月　日	内　容
平成 21 年４月	「阿見町環境基本条例」施行
平成 22 年 １月 13 日（水） ～2 月4日（木）	アンケート調査の実施
４月６日（火）	第１回環境審議会 報告事項１．関係法律、条例、これまでの町の取組について 報告事項２．アンケート調査結果 議題１．課題について 議題２．将来像について
５月７日（金）	環境講座１　〔講義〕 テーマ「地球環境問題とこれからの地域社会の役割」 講師：茨城大学 三村信男先生
５月９日（水）	町民意見交換会 報告事項１．関係法律、条例、これまでの町の取組について 報告事項２．アンケート調査結果 ワークショップ：実施している取組等から見た課題について
５月 28 日（金）	第２回環境審議会 議題１．体系（案）について 議題２．阿見町の自然と将来像について
６月 22 日（火）	環境講座２　〔現地見学会〕 テーマ「清明川の河口から源流まで－阿見町の水環境と私たちの暮らし」 講師：春日清一先生、青山利彦先生
７月６日（火） ８月４日（水）	自然保護団体等との懇談会
８月 24 日（火）	第３回環境審議会 議題１．計画の体系、基本方針について 議題２．将来像と目標について
10 月 20 日（水）	体系検討ワークショップ
11 月 17 日（水）	環境講座３　〔講義〕 テーマ「谷津田と霞ケ浦～流域管理からみた負荷削減対策～」 講師：茨城大学 黒田久雄先生 第４回環境審議会 議題１．計画全体の構成（案）について
平成 23 年 １月 24 日（月）	第５回環境審議会 議題１．計画（素案）について
２月１０日（木） ２月１６日（水）	計画（素案）検討ワークショップ
３月7日（月） ～14 日（月）	パブリックコメントの実施
３月２２日（火）	環境講座４　〔講義〕 テーマ「阿見町の自然の特質」　講師：沼澤篤先生 「自然環境保全を考える」講師：春日清一先生
３月２８日（月）	第６回環境審議会 議題１．計画（素案）について

５．関連ホームページアドレス

環境省総合環境政策局（環境基本計画のページ）
http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/index.html
茨城県生活環境部環境政策課
http://www.pref.ibaraki.jp/kankyo/index.html
茨城県霞ケ浦環境科学センター
http://www.kasumigaura.pref.ibaraki.jp/index.htm
阿見町
http://www.town.ami.ibaraki.jp/

６．関連計画

環境基本計画
茨城県環境基本計画
霞ケ浦に係る湖沼水質保全計画（第５期）
阿見町第５次総合計画
阿見町第２期地球温暖化対策実行計画
阿見町緑の基本計画
阿見町一般廃棄物処理基本計画
第６期阿見町分別収集計画

７．関連法令等

環境基本法
地球温暖化対策の推進に関する法律
エネルギー使用の合理化に関する法律
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
循環型社会形成推進基本法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
資源の有効な利用の促進に関する法律（新リサイクル法）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
自然公園法
自然再生推進法（自然再生法）
湖沼水質保全特別措置法
大気汚染防止法
騒音規制法
振動規制法

下水道法
浄化槽法
狂犬病予防法

茨城県環境基本条例
茨城県地球環境保全行動条例
茨城県環境影響評価条例
茨城県景観形成条例
茨城県霞ケ浦水質保全条例
茨城県生活環境の保全等に関する条例
茨城県動物の愛護及び管理に関する条例

阿見町環境基本条例
阿見町環境美化条例
阿見町景観条例
阿見町廃棄物処理条例
阿見町一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例
阿見町浄化槽設置事業費補助金交付要綱
阿見町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱
阿見町子ども会リサイクル環境教育事業助成金交付要綱
阿見町墓地等の経営の許可等に関する条例
阿見町環境美化推進員運営要綱
阿見町土採取事業の規制に関する条例
阿見町土砂等による土地の埋立て，盛土及びたい積の規制に関する条例

８．キャンペーン等

・省エネ月間	毎年２月
・水防月間	毎年５月
・ごみゼロの日	５月３０日
・関東地方環境美化運動の日	５月３０日を中心とし、地域の実情に合わせて実施
・ごみ減量・リサイクル推進週間	５月３０日～６月５日
・全国ごみ不法投棄監視ウィーク	５月３０日～６月５日
・電波利用環境保護周知啓発強化月間	６月１日～６月１０日
・環境の日	６月５日
・環境月間	毎年６月
・夏の省エネキャンペーン	毎年６月～９月
・不法投棄防止強調月間	毎年６月と１１月
・河川愛護月間	毎年７月
・クールアース・デー	７月７日
・動物愛護月間	毎年９月
・霞ケ浦の日	９月１日
・動物愛護週間	９月２０日～９月２６日
・清掃の日	９月２４日
・環境衛生週間	９月２４日～１０月１日
・浄化槽の日	１０月１日
・地球温暖化防止月間	毎年１２月
・冬の省エネキャンペーン	毎年１２月～３月

９．京都議定書（概要）

○先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定。
○国際的に協調して、目標を達成するための仕組みを導入（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など）
○途上国に対しては、数値目標などの新たな義務は導入せず。
○数値目標

対象ガス	：	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF_6
吸 収 源	：	森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を算入
基 準 年	：	１９９０年　(HFC、PFC、SF_6 は、1995 年としてもよい)
目標期間	：	２００８年から２０１２年
目　　標	：	各国毎の目標→日本−６％、米国−７％、ＥＵ−８％等。 先進国全体で少なくとも５％削減を目指す。

１０．阿見町環境基本条例

平成 21 年３月 25 日
条例第５号

目　次

第１章　総則(第１条―第８条)
第２章　環境の保全及び創造に関する指針(第９条・第 10 条)
第３章　環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 11 条―第 23 条)
第４章　霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造のための施策の推進(第２４条)
第５章　地球環境保全の推進(第 25 条)
第６章　環境審議会(第 26 条)
第７章　補則(第 27 条)
附則

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は，豊かな水をたたえる霞ケ浦や緑豊かな稲敷台地に恵まれた本町の良好な環境を現在及び将来にわたって保全し，更に良好な環境を創造することについて，基本理念を定め，並びに町，町民及び事業者の責務を明らかにするとともに，地域の特性を生かした，環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより，当該施策を総合的かつ計画的に推進し，もって町民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行，海洋の汚染，野生生物の種の減少その他の地球全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって，人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち，事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染，水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)，土壌の汚染，騒音，振動，地盤沈下，悪臭等によって，人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産及び動植物を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全及び創造に関する理念)

第３条　環境の保全及び創造は，町民が健康で安全に暮らすことのできる快適な生活環境を確保しながらも，町が誇る貴重な文化財及び町民の生活に潤いと安らぎを与える自然環境を積極的に確保し，これらを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2　町，町民，事業者等は，それぞれが相互に協働・連携し，環境の保全及び創造のための積極的かつ自発的な活動を実施することで，環境への負荷の低減を図りながら，資源循環型社会の構築を目指していかなければならない。

3　霞ケ浦及びその流域の河川における豊かな自然は，町の歴史及び文化の根幹となるものであることから，その美しい湖沼環境を修復，保全及び創造することで，将来の世代へ継承されていかなければならない。

4　地球環境保全は，人類共通の課題であるとともに，町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから，事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し，国際的な協調の下，地球環境保全に資する行動により，積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第４条　町は，前条に定める環境の保全及び創造に関する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり，環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し，これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第５条　町民は，基本理念にのっとり，その日常

生活において，良好な水質の保全，廃棄物の減量，騒音の発生防止その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか，町民は，基本理念にのっとり，環境の保全及び創造に自ら努めるとともに，町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第６条　事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動を行うに当たっては，事業活動に伴って生ずる公害を防止し，及び廃棄物を適正に処理するとともに，自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか，事業者は，基本理念にのっとり，環境の保全及び創造に自ら努めるとともに，町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基準の確保)

第７条　町，町民及び事業者は，国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

(実施状況等の公表)

第８条　町長は，環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について取りまとめ，これを公表するものとする。

第２章　環境の保全及び創造に関する指針

(施策の策定等に係る指針)

第９条　町は，環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては，基本理念にのっとり，次に掲げる事項が確保されるように，各種の施策相互の連携を図りつつ，総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1)　人の健康が保護され，及び生活環境が保全され，並びに自然環境が適正に保全されるよう，大気，水，土壌その他の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2)　野生生物の種の保存その他の生態系の多様性の確保が図られるとともに，森林，農地，水辺地等における多様な自然環境が地域の社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3)　人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに，人と自然が共生する良好な環境が保全及び創造されること。

(4)　安全で安心に暮らせる快適な生活環境が確保されること。

(5)　伝統と文化の香り高い歴史的及び文化的な遺産が継承されること。

(6)　廃棄物の発生抑制及び減量化，資源の循環的な利用，エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築が推進されること。

(7)　環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため，町，町民及び事業者の相互の連携が強化されるとともに，環境に関する学習が推進されること。

(8)　安全な水資源の確保等のための水質の汚濁の防止等により，霞ケ浦及びその流域の河川の自然その他の湖沼環境(以下「霞ケ浦の湖沼環境」という。)が修復，保全及び創造されること。

(9)　地球環境保全が国際協力の下で推進されること。

(10)　その他環境の保全及び創造に資する施策が推進されること。

(環境基本計画)

第 10 条　町長は，環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，環境の保全及び創造に関する基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2　環境基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2)　その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　町長は，環境基本計画の策定に当たっては，あらかじめ阿見町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　町長は，環境基本計画を策定したときは，これを公表しなければならない。

5　前２項の規定は，環境基本計画の変更について準用する。

第３章　環境の保全及び創造に関する基本的施策

(自然環境の保全に関する措置)

第 11 条　町は，緑化を推進し，動植物を保護し，その他自然環境を保全するため，必要な措置を講ずるものとする。

(土地利用等に関する措置)

第 12 条　町は，都市計画(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項に定める都市計画をいう。)及び地域開発，産業振興等に関する計画等の策定に当たっては，総合計画(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第２条第４項に規定する基本構想を定めた計画をいう。)における土地利用の基本構想に適合するように必要な措置を講ずるものとする。

2　町は，開発行為(都市計画法第４条第 12 項に定める開発行為をいう。)により，良好な環境が損なわれることのないように，必要な措置を講ずるものとする。

(施設整備の推進)

第 13 条　町は，公園，緑地その他の公共的施設の整備を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

2　町は，下水及び廃棄物に係る公共的な処理施設の整備その他環境の保全に資する施設の整備を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

(快適な生活環境の確保)

第 14 条　町は，火災，水害，地震災害その他の災害の発生を予防し，又は災害による被害の拡大を防止するため，必要な措置を講ずるものとする。

2　町は，町民の交通安全を確保するため，道路交通環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

3　町は，清潔で美しい生活環境を確保するため，空き缶等の散乱の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

4　町は，空き地が放置されることにより生ずる防火上，防犯上その他環境の保全上の支障を防止するため，必要な措置を講ずるものとする。

5　町は，建築物による日照阻害及び電波障害を防止するため，必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的遺産等の保全の推進)

第 15 条　町は，歴史的及び文化的な遺産の保全を推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の促進等)

第 16 条　町は，資源の循環的な利用，エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため，必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 17 条　町は，土地の形状の変更，工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が，その事業の実施に当たり，あらかじめその事業に係る環境の影響について自ら適正に調査，予測又は評価を行い，その結果に基づき，その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため，必要な措置を講ずるものとする。

(公害の防止)

第 18 条　町は，事業者の事業活動に伴って生ずる化学物質等による環境への負荷の低減に努めるとともに，公害の発生を未然に防止するため，必要な措置を講ずるものとする。

(協定の締結等)

第 19 条　町は，環境の保全及び創造に関する施策を実施するために必要があると認められるときは，事業者と協定を締結し，及びその他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条　町は，町民，事業者，民間団体等が自発的に行う緑化活動，再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように，必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の促進等)

第 21 条　町は，町民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに，これらの者の自発的な活動が促進されるように，教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 22 条　町は，環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため，必要な体

制を整備するものとする。

(監視体制の整備)

第23条　町は，環境の状況を把握するとともに，環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため，必要な監視体制を整備するよう努めるものとする。

第４章　霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造のための施策の推進

第24条　町は，霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造に資するため，安全な水資源の確保等に必要な窒素，りん等の削減による水質汚濁の防止，自然環境の修復及び保全，良好な景観の保全及び形成並びに水辺地等の自然と触れ合える拠点の整備等に係る施策の推進を図るものとする。

２　町は，前項に規定する施策の推進に資するため，霞ケ浦の湖沼環境の修復，保全及び創造に関する調査研究，情報の交換，人材の交流等の体制の整備を図るものとする。

３　町は，前２項に規定する施策の推進に当たっては，国，他の地方公共団体，事業者，町民，民間団体，研究者等との連携を図るものとする。

第５章　地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第25条　町は，地球環境保全に関する施策を推進するとともに，国，他の地方公共団体，事業者，町民，民間団体，研究者等と協力し，地球環境保全に関する国際協力に努めるものとする。

第６章　環境審議会

(環境審議会)

第26条　環境基本法(平成５年法律第91号)第44条の規定に基づき，環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため，阿見町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

２　審議会は，町長の諮問に応じ，次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2)　その他環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

３　審議会は，委員15人以内をもって組織する。

４　委員は，町民及び学識経験を有する者のうちから，町長が委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関し必要な事項は，規則で定める。

第７章　補則

(委任)

第27条　この条例に定めるもののほか必要な事項は，町長が別に定める。

附　則

この条例は，平成21年４月１日から施行する。

町 民 憲 章

わたくしたちは、阿見町民であることに誇りと責任を持ち、健康で、やすらぎと活力のある、住みよい町づくりをめざして、この町民憲章を定めます。

1　自然を愛し、水と緑の美しい町をつくりましょう。
1　知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう。
1　働くことに喜びをもち、豊かな町をつくりましょう。
1　自らきまりを守り、力をあわせ、明るい町をつくりましょう。
1　思いやりと感謝の心で、あたたかい町をつくりましょう。

町の花（キク）

町の木（サクラ）

町の鳥（ウグイス）

阿見町環境基本計画

―あみの自然と暮らしの共生・共存に向けて―

平成２３年３月

発 行：茨城県阿見町
〒300-0392
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目１番１号
電話 029-888-1111（代表）／FAX 029-887-9560
ＨＰ　http://www.town.ami.ibaraki.jp/
Ｅメール ami@town.ami.lg.jp

編 集：阿見町生活産業部環境課

この冊子は再生紙を使用しています。